解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月二十九日付神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月二十五日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島四三〇〇番地一　開成町南部地区土地区画整理組合

代表清算人　草柳　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市美原二丁目三三番、最後の住所北海道釧路市美原二丁目三三番七号　被相続人　亡　石割　清正

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十五日

北海道釧路市南大通二丁目二番二六号　壁屋ビル二階　釧路ぬさまい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県四街道市旭ケ丘五丁目八番、最後の住所札幌市中央区南一〇条西二三丁目二番一三号　ハートハウス南円山モナコ　被相続人　亡　坂本　矩子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十五日

札幌市中央区大通西一二丁目四番地　司法書士大場ゆう子事務所

相続財産管理人　大場ゆう子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市美浜区高洲四丁目三番、最後の住所千葉市若葉区みつわ台五丁目二九番　二棟五〇三号　被相続人　亡　齋藤　春男

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を栃木県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十七年十一月二十五日

住所　栃木県大田原市山の手一丁目一一番一一号

氏名　渡辺　敏夫

営業保証金額　金三万円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年 11 月 25 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東洋精糖株式会社　②東京都知事(1)33113　③代表取締役　水本圭昭　④東京都中央区日本橋小網町18番20号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋小網町18番20号　東洋精糖株式会社　代表取締役　水本圭昭

①東京建物不動産販売株式会社　②国土交通大臣(10)2885　③代表取締役　種橋牧夫　④東京都中央区八重洲１－４－16東京建物八重洲ビル９・１０階　廃止した従たる事務所　東京都中央区八重洲１－９－９東京建物本社ビル５階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲一丁目４番16号　東京建物不動産販売株式会社　代表取締役　種橋牧夫

①東京建物不動産販売株式会社　②国土交通大臣(10)2885　③代表取締役　種橋牧夫　④東京都中央区八重洲１－４－16東京建物八重洲ビル９・１０階　廃止した従たる事務所　福岡県福岡市中央区天神３丁目４番８号天神重松ビルオフィスハミングバーズ801Ｃ号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲一丁目４番16号　東京建物不動産販売株式会社　代表取締役　種橋牧夫

①東急ステイサービス株式会社　②東京都知事(1)92954　③代表取締役　髙谷昌吾　④東京都渋谷区道玄坂一丁目10番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目10番５号　東急ステイサービス株式会社　代表取締役　髙谷昌吾

①住商建物株式会社　②国土交通大臣(12)1894　③代表取締役　植松久裕　④東京都中央区晴海一丁目８番８号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市泉区泉中央三丁目１番地の２　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区晴海一丁目８番８号　住商建物株式会社　代表取締役　植松久裕

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(3)6183　③代表取締役　黒羽秀朗　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市港南区下永谷３－４－17　⑤利付国庫債券500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒羽秀朗

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 27 年 11 月 25 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平27不保582	育進興業株式会社	北海道知事石狩(1)2600	代表取締役　簗田勝弘	北海道札幌市白石区南郷通３－南６－18－404	1000万円
平27不保583	サンライズ株式会社	北海道知事石狩(1)8021	代表取締役　羽田好志	北海道札幌市東区北38条東３－２－１	〃
平27不保584	Summit Properties 合同会社	北海道知事後志(1)377	代表社員　スミス・ロバート・ブレア	北海道虻田郡倶知安町字山田191－54	〃